

# 山梨県公報

第二千三百五十三号

平成二十五年

九月九日

月曜日

## 目次

### 告示

○道路の供用開始……………五九三

○道路の区域変更……………五九三

### 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五九三

○松くい虫駆除命令内容の公表……………五九四

○砂利採取業務主任者試験の実施……………五九四

○土地改良区役員の就任……………五九五

## 告示

### 山梨県告示第二百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年九月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	大月上野原線	上野原市上野原字新田倉三〇九 九の一地从ら 上野原市上野原字新田倉三〇八 九の一地从ら	四四・〇	平成二十五年九月九日

### 山梨県告示第二百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年九月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月九日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 笛吹市川三郷線
- 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	新	旧		
笛吹市八代町竹居字前田一九二八番の二地 先から 笛吹市八代町竹居字前田一九二五番の二地 先まで	一五・五 四一・二	一五・五 四一・二	二九・〇	二九・〇

## 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月九日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十五年八月二十九日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人アストリースポーツクラブ
- 代表者の氏名 村松 俊哉
- 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市大野九百五十二番地の六

4 定款に記載された目的

この法人は、地域の幅広い年齢層の住民に対して、健康、スポーツに関する事業を行い、地域社会に希望と活力を与えることの実現に寄与することを目的とする。  
縦覧期間 平成二十五年九月二日から同年十一月一日まで

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。  
平成二十五年九月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 区域及び期間

1 区域

甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間

平成二十五年九月三十日から十月七日まで

二 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却する

四 命令をしようとする理由

一 の1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十五年九月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十五年十一月八日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館（仮称）三〇三会議室

- 三 受験資格
  - 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目
  - 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
    - 1 砂利の採取に関する法令
    - 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 五 受験手続
  - 1 提出書類
    - (一) 受験願書
      - (二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚
  - 2 受験手数料
    - 八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）
- 六 受験願書受付期間
  - 平成二十五年十月十八日（金）から同年十一月一日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。
- 七 受験願書の提出先
  - 受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。
- 八 合格者の発表
  - 平成二十五年十一月十五日（金）に山梨県庁東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を公表するとともに、合格者に通知する。
- 九 その他
  - 1 試験当日持参するもの
    - (一) 受験票
    - (二) 筆記用具
  - 2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二三三―一六四五）に問い合わせること。

● 土地改良区役員の就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、茅ヶ岳土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨届出があった。  
平成二十五年九月九日

山梨県知事 横内 正 明

役職名	氏名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	白倉 政司	北杜市須玉町大豆生田九六一― 一	平成二十五年三月二十五日
	横内 公明	韮崎市水神一丁目三―一	同
	保坂 武	甲斐市篠原二六一〇	同
	清水 岩男	北杜市明野町下神取一四六〇― 二	同
	横森 宏尹	韮崎市穂坂町三ツ沢一八二五― 三	同
	福田 紘	北杜市明野町上手八六三〇	同
	三井 金彦	上手四一八九	同
	馬場 君忠	上手三一〇八	同
	清水 政治	浅尾五〇〇	同
	内藤 正	同 須玉町大蔵五〇九	同
	小林 信也	甲斐市菖蒲沢一一六六	同
	砂畑 覚	韮崎市穂坂町柳平三七九―二	同
	大柴 秋穂	同 三之藏四二八五	同

同	同	監事
中村 淳造	名取 紘一	雨宮 智博
甲斐市団子新居一四三九	斐崎市穂坂町宮久保四〇〇六	北杜市明野町浅尾五二五九―一〇二八
同	同	同

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番